証券コード：7438

KONDOTEC

第65回 定時株主総会
招集ご通知

日　時

平成29年6月27日（火曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場　所

大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階　特別会議場
（末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）

議　案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
第4号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分まで

コンドーテック株式会社

目　次

■第65回定時株主総会招集ご通知 …… 1

<添付書類>

■事業報告 …… 2

■連結計算書類・計算書類 …… 23

■監査報告書 …… 29

■株主総会参考書類 …… 32

(証券コード：7438)
平成29年６月５日

株　主　各　位

大阪市西区境川二丁目２番90号
コンドーテック株式会社
代表取締役社長　近　藤　勝　彦

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時（午前９時開場予定）

２．場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階　特別会議場

３．目的事項

報告事項
１．第65期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第65期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、ご出席いただいた株主様には、ささやかではございますが、お土産を準備しております。お土産はご出席の株主様お一人様につき一個とさせていただきますのでご了承くださいますようお願い申しあげます。
・連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（ http://www.kondotec.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正の必要が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ホームページ（ http://www.kondotec.co.jp ）にて、修正後の内容を開示いたします。

<添付書類>

事　業　報　告

（平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得・雇用環境の改善、輸出や生産の持ち直しを背景に、景気は緩やかな回復基調が見られましたが、個人消費の回復は力強さを欠いたものとなりました。また、米国新政権の政策の実現性、英国のEU離脱問題、中国をはじめとした新興国経済の下振れリスクなどもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、公共投資は堅調さを維持するものの、住宅投資はおおむね横ばいから弱含みに転じて推移するなど、建設需要は引き続き厳しい状況で推移しております。

このような状況のもとで、当社は自社製品の拡販、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こしなどの営業活動を展開するとともに、産業資材、鉄構資材、電設資材においてユーザーのニーズを的確にとらえ、付加価値の高い製品の開発と商品調達機能をさらに強化し、連結子会社との事業拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は50,410百万円（前期比0.4％増）と増収になりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費の増加はありましたが、製造原価や仕入原価の削減に取り組み、売上総利益率は前期の21.2％から1.0ポイント上昇し、営業利益は3,516百万円（同2.2％増）、経常利益は3,614百万円（同2.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,497百万円（同11.5％増）と増益になりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

＜産業資材＞

公共投資は緩やかに動き始め、地方の工事物件にも積極的に絡み、また、企業の設備投資も堅調で、現場用品や物流荷役機器は伸長したものの、前期、業績の上積み要因であった除染工事の仮置場向け商材や太陽光発電の架台関連の需要の落ち込みを補うまでには至らず、当セグメントの売上高は29,833百万円（前期比1.0％減）となりました。

＜鉄構資材＞

第１四半期停滞感のあった鉄骨需要は、インバウンド需要を見込んだホテルの建設やネット通販の台頭による物流施設など、民間建築物件は安定して推移し、鉄構資材の商材の受注も比較的堅調で、当セグメントの売上高は12,432百万円（前期比4.8％増）となりました。

＜電設資材＞

商業施設やマンションの改修・新築工事などは堅調に推移し、工場や商業施設のLED照明への入替工事物件等により第３四半期以降は前年を上回り、当セグメントの売上高は8,144百万円（前期比0.8％減）となりました。

２．対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済や中国など新興国の経済減速による海外景気の下振れ懸念、欧州の政治情勢などの懸念も高まっており、先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループの関連業界におきましては、都市部での再開発工事、東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化などが見込まれますが、一方で鋼材価格の高騰や輸入商材の仕入原価の上昇など、取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移することと思われます。

このような状況のもとで、当社は受注競争、価格競争に耐えうるようにコスト競争力を高め、自社製品・輸入商材・新商材の拡販と新規販売先の開拓を実行するとともに、連結子会社を含めたグループ力をさらに高め、グループ全体の企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

３．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は695百万円で、その主なものは、当社の移転営業拠点の建物の取得及び製造部門の生産設備の更新並びに子会社の新設営業拠点の建物の取得であります。

４．資金調達の状況

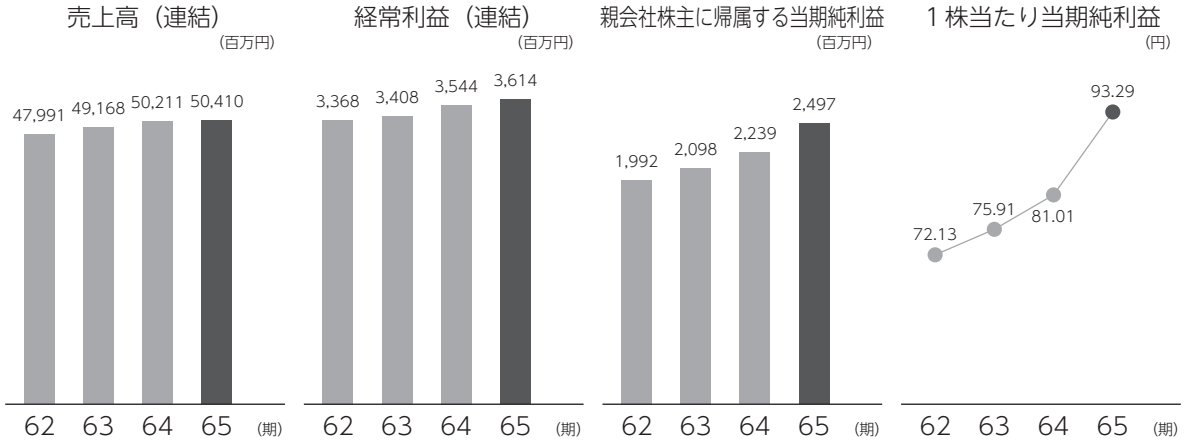
当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

5．財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (平成28年３月期)	第65期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高	千円 47,991,052	千円 49,168,374	千円 50,211,628	千円 50,410,789
経常利益	千円 3,368,872	千円 3,408,441	千円 3,544,672	千円 3,614,836
親会社株主に帰属する当期純利益	千円 1,992,692	千円 2,098,590	千円 2,239,773	千円 2,497,540
１株当たり当期純利益	72円13銭	75円91銭	81円01銭	93円29銭
総資産	千円 34,481,902	千円 35,186,125	千円 34,645,521	千円 36,524,890
純資産	千円 18,783,761	千円 20,231,542	千円 21,102,255	千円 22,719,802
１株当たり純資産額	679円27銭	730円49銭	774円18銭	846円59銭

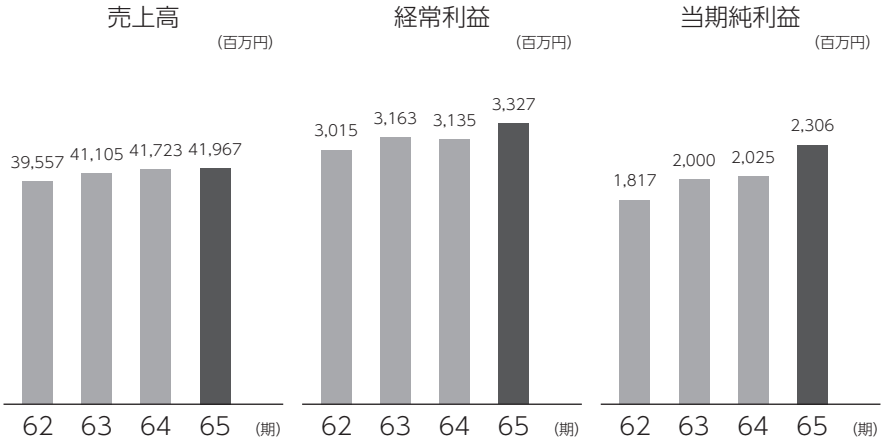
(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。



(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第62期 (平成26年３月期)	第63期 (平成27年３月期)	第64期 (平成28年３月期)	第65期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売上高	千円 39,557,013	千円 41,105,799	千円 41,723,559	千円 41,967,953
経常利益	千円 3,015,248	千円 3,163,576	千円 3,135,399	千円 3,327,743
当期純利益	千円 1,817,346	千円 2,000,237	千円 2,025,280	千円 2,306,590
１株当たり当期純利益	65円78銭	72円35銭	73円25銭	86円16銭
総資産	千円 32,305,837	千円 32,957,028	千円 32,325,700	千円 34,086,111
純資産	千円 18,387,686	千円 19,641,770	千円 20,593,704	千円 21,962,984
１株当たり純資産額	664円94銭	709円17銭	755円49銭	818円32銭

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。



6．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
三和電材株式会社	千円 283,998	% 100.0	電設資材卸売業
KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバーツ 102	% 99.9	産業資材、鉄構資材及び電設資材等の輸出入並びに販売
中央技研株式会社	千円 45,000	% 100.0	各種機械器具設計、製造販売

(注)　当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

7．主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、土木用・建設用・荷役用・船舶用金物、鋼材、溶接資材、鋲螺、機械器具及び電設資材の製造販売並びに輸出入を主な事業とし、当社グループの製造、販売する主要な製品・商品等は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品・商品等
産　業　資　材	ターンバックル、シャックル、足場吊りチェーン、丸セパレーター、ワイヤロープ、チェーン、コンテナバッグ、ブルーシート、土のう袋、物流荷役機器、木造住宅金物、型枠部材、仮設足場、現場用品、船舶・港湾関連資材、鉄鋼二次製品、環境関連資材、街路・緑化関連資材、鉄道関連資材、機械器具　他
鉄　構　資　材	ブレース、アンカーボルト、ハイテンションボルト、ボルトナット類、鉄骨部材、溶接・塗装資材、機械工具、施工工事　他
電　設　資　材	照明器具、空調機器、換気扇、分電盤、電線ケーブル、配線器具、エコキュート、太陽光発電機器、家電機器　他

8．主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社（大阪市西区）				
東京本社（東京都江東区）				
営業拠点	東日本営業部	札幌支店（北海道石狩市） 秋田営業所（秋田県秋田市） 東京支店（東京都江東区） 横浜支店（横浜市港北区） 八王子営業所（東京都八王子市）	仙台支店（仙台市若林区） 盛岡営業所（岩手県紫波郡） 結城営業所（茨城県結城市） 新潟支店（新潟市東区） 静岡営業所（静岡市葵区）	青森営業所（青森県青森市） 郡山営業所（福島県郡山市） 千葉営業所（千葉市花見川区） 埼玉営業所（埼玉県川越市）
	西日本営業部	名古屋支店（名古屋市中川区） 大阪支店（大阪市西区） 高松営業所（香川県高松市） 長崎営業所（長崎県諫早市）	松本営業所（長野県松本市） 京都営業所（京都府八幡市） 広島支店（広島市安佐南区） 熊本営業所（熊本県上益城郡）	金沢営業所（石川県金沢市） 神戸営業所（神戸市西区） 福岡支店（福岡市東区） 鹿児島営業所（鹿児島県霧島市）
	海外営業部（大阪市西区）			
	開発営業部	ﾎｰﾑｾﾝﾀｰｸﾞﾙｰﾌﾟ（大阪市西区）	鉄道環境ｸﾞﾙｰﾌﾟ（大阪市西区）	
	鉄構営業部	東北営業所（仙台市若林区） 関東営業所（埼玉県川越市） 長野営業所（長野県長野市） 中京支店（愛知県一宮市） 兵庫営業所（兵庫県小野市） 九州営業所（福岡県久留米市）	福島営業所（福島県郡山市） 東関東営業所（千葉市花見川区） 東海営業所（静岡市葵区） 京滋営業所（京都府八幡市） 山陽営業所（広島市安佐南区）	北関東営業所（茨城県結城市） 神奈川営業所（横浜市港北区） 浜松営業所（浜松市東区） 関西支店（大阪市西区） 北九州営業所（福岡県直方市）
仕入部門	商　品　部（大阪市港区）			
物流拠点	業　務　部（大阪市港区）	関東物流センター（茨城県結城市）		
生産拠点	東日本製造部	札幌工場（北海道石狩市）	関東工場（茨城県結城市）	
	西日本製造部	滋賀工場（滋賀県蒲生郡）	九州工場（福岡県直方市）	

（注）　1．平成28年４月１日付で熊本営業所を開設いたしました。
　　2．静岡営業所及び東海営業所は平成29年３月21日に静岡市葵区へ移転いたしました。

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

本　　社（名古屋市西区）			
営業拠点	本部営業所（名古屋市西区） 中川営業所（名古屋市中川区） 安城営業所（愛知県安城市） 特販営業所（名古屋市西区） E環境推進部（愛知県安城市）	名東営業所（名古屋市名東区） 南営業所（名古屋市南区） 岡崎営業所（愛知県岡崎市） 岐阜営業所（岐阜県岐阜市） 電設営業所（名古屋市西区）	東営業所（名古屋市東区） 豊明営業所（愛知県豊明市） 半田営業所（愛知県半田市） 大阪営業所（大阪市西区）

（注）　1．平成28年４月１日付で電設営業所を開設いたしました。
　　2．E環境推進部は平成28年４月１日に愛知県安城市へ移転いたしました。
　　3．当連結会計年度末日後の平成29年４月１日付で愛北営業所を開設いたしております。

② KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.（タイ・バンコク市）

③ 中央技研株式会社（滋賀県犬上郡）

9．従業員の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
767名	8名増加

(注) 従業員数は臨時従業員を除いております。

(2) 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
623名	6名減少	41.2歳	14.3年

(注) 従業員数は子会社三和電材株式会社への出向者３名及び臨時従業員を除いております。

10．主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

借　　入　　先	借入金残高
株式会社十六銀行	200,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000千円
株式会社中京銀行	100,000千円
株式会社大垣共立銀行	50,000千円
株式会社名古屋銀行	20,000千円

② 中央技研株式会社

借　　入　　先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	30,000千円

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　60,000,000株
２．発行済株式の総数　27,957,000株
３．株　　主　　数　7,989名
４．大　　株　　主

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
	千株	%
有限会社藤和興産	3,014	11.24
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,681	6.27
コンドーテック社員持株会	1,347	5.03
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.65
株式会社Fプランニング	900	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	804	3.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	753	2.81
近藤　純位	752	2.81
株式会社藤登興産	676	2.52
近藤　雅英	664	2.48

（注）１．当社は自己株式1,149千株（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式30千株を除く）を保有しておりますが、上記「大株主」には含めておりません。
２．持株比率は自己株式1,149千株を除いて算出しております。
３．平成27年８月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（№３）においてフィデリティ投信株式会社が、平成27年８月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）	1,871千株	6.69%

４．平成29年４月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、平成29年３月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社三菱東京UFJ銀行	753千株	2.70%
三菱UFJ信託銀行株式会社	601千株	2.15%
三菱UFJ国際投信株式会社	42千株	0.15%
合　計	1,397千株	5.00%

５．その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、平成28年２月４日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	956,900株
株式の取得価額の総額	799,987,100円
取得期間	平成28年２月15日から平成28年４月20日まで
取得理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2013年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2014年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2015年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		平成25年６月26日	平成26年６月27日	平成27年６月23日
新株予約権の数		247個	160個	240個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　24,700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　16,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　24,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）
権利行使期間		平成25年７月12日から 平成55年７月11日まで	平成26年７月15日から 平成56年７月14日まで	平成27年７月９日から 平成57年７月８日まで
行使の条件		（注）２	（注）２	（注）２
役員の保有状況（注）１	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　：133個 目的となる株式数：13,300株 保有者数　　：５名	新株予約権の数　：128個 目的となる株式数：12,800株 保有者数　　：７名	新株予約権の数　：180個 目的となる株式数：18,000株 保有者数　　：５名

		2015年度新株予約権 （有償ストックオプション）	2016年度新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2016年度新株予約権 （有償ストックオプション）
発行決議日		平成27年７月15日	平成28年６月28日	平成28年７月20日
新株予約権の数		280個	315個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　28,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　31,500株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり3,000円 （１株当たり30円）	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり3,000円 （１株当たり30円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり78,100円 （１株当たり781円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	新株予約権１個当たり74,600円 （１株当たり746円）
権利行使期間		平成28年７月１日から 平成30年６月30日まで	平成28年７月14日から 平成58年７月13日まで	平成29年７月１日から 平成31年６月30日まで
行使の条件		（注）３	（注）２	（注）４
役員の保有状況（注）１	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　：290個 目的となる株式数：29,000株 保有者数　　：８名	新株予約権の数　：315個 目的となる株式数：31,500株 保有者数　　：８名	新株予約権の数　：400個 目的となる株式数：40,000株 保有者数　　：８名

（注）１．役員の保有状況
　　取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。
２．新株予約権の行使の主な条件
　　新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
３．新株予約権の行使の主な条件
　　新株予約権者は、当社が平成28年３月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書において連結経常利益が3,537百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記の権利行使期間内において行使することができる。
４．新株予約権の行使の主な条件
　　新株予約権者は、当社が平成29年３月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書において連結経常利益が3,551百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記の権利行使期間内において行使することができる。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2016年度新株予約権 （有償ストックオプション）
発行決議日		平成28年７月20日
新株予約権の数		270個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　27,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり3,000円（１株当たり30円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり74,600円（１株当たり746円）
権利行使期間		平成29年７月１日から平成31年６月30日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　：150個 目的となる株式数：15,000株 交付者数　　：５名
	子会社取締役	新株予約権の数　：120個 目的となる株式数：12,000株 交付者数　　：４名

（注）新株予約権の行使の主な条件
　　新株予約権者は、当社が平成29年３月期における当社有価証券報告書記載の連結損益計算書において連結経常利益が3,551百万円を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記の権利行使期間内において行使することができる。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．当事業年度末日における取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近　藤　勝　彦	有限会社藤和興産　代表取締役 株式会社藤登興産　代表取締役
専務取締役	安　藤　朋　也	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社　取締役 中央技研株式会社　取締役
常務取締役	平　田　　茂	営業本部長
常務取締役	宮　　晴　夫	製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長
取締役	矢　野　雅　彦	開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長
取締役	鴇　　泰　広	商品部長
取締役	矢　田　裕　之	西日本営業部長
取締役	髙　木　　昭	西日本製造部長兼九州工場長
取締役	徳　田　　勝	弁護士
取締役	金　井　美智子	弁護士 株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役 IDEC株式会社　社外取締役
常勤監査役	河　瀬　哲　夫	三和電材株式会社　監査役 中央技研株式会社　監査役
監査役	村　辻　義　信	弁護士
監査役	中　川　雅　晴	公認会計士 株式会社中村超硬　社外監査役

（注）1．取締役徳田 勝及び取締役金井美智子の両氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2．監査役村辻義信及び監査役中川雅晴の両氏は、社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．監査役中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．平成28年６月28日開催の第64回定時株主総会において、鴇 泰広及び矢田裕之並びに髙木 昭の三氏は取締役に、新たに選任され、就任いたしました。
5．平成28年６月28日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役会長菅原 昭及び取締役山田 清の両氏は任期満了により、退任いたしました。
6．平成28年６月28日開催の取締役会において、次のとおり取締役の地位の異動を行いました。

氏　　名	異　動　後	異　動　前
宮　　晴　夫	常務取締役	取締役

7．当事業年度中の取締役の重要な兼職の状況の異動については次のとおりであります。

氏　　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
金　井　美智子	IDEC株式会社　社外取締役	―	平成28年 6 月17日
徳　田　　勝	―	株式会社椿本チエイン　社外監査役	平成28年 6 月29日
近　藤　勝　彦	―	株式会社藤勝興産　代表取締役	平成28年11月 1 日

2．取締役及び監査役の報酬等の額（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	12名	199,808千円
監　査　役	3 名	22,440千円
計	15名	222,248千円

（注）１．取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員（社外取締役２名及び社外監査役２名）に対する支給額23,940千円が含まれております。
２．取締役の支給人員には、平成28年６月28日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。
３．取締役に対する支給額には、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額18,744千円が含まれております。
４．上記報酬等の額に記載するほかに、平成16年６月29日開催の第52回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴い打ち切り支給をすることとしており、この決議に基づき、平成28年６月28日開催の第64回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名に対し、役員退職慰労金28,621千円を支払っております。

3．社外役員に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区　分	氏　　名	兼職の状況	当該法人等との関係
取締役	金　井　美智子	株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役 IDEC株式会社　社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	中　川　雅　晴	株式会社中村超硬　社外監査役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	徳　田　　勝	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役	金　井　美智子	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	村　辻　義　信	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	中　川　雅　晴	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役徳田 勝氏、社外取締役金井美智子氏、社外監査役村辻義信氏及び社外監査役中川雅晴氏と、同法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,350千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,350千円

(注)　1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の監査の品質及び継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しており、当社の業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

この体制につきましては、内容を適宜見直したうえで、継続的な改定を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

② 当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。

③ 内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。

④ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限

及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。

② 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることにしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 職務遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。

② 監査役の求めにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うことにしております。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は次の事項を監査役に報告することにしております。

（イ） 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項

（ロ） 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、その事実に関する事項

（ハ） 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果

（ニ） 内部通報

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。

② 監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。
③ 当社は、監査役が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことにしております。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

(2) 取締役会の状況

① 当社は、当事業年度より、毎年１回、全取締役及び全監査役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。
そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。
② 当事業年度より、社外取締役及び社外監査役で構成する「社外役員懇話会」を設け、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

(3) コンプライアンスに関する取組み

① 当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行っております。
なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。
② コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。
③ コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

(4) リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

3．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第１号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

(イ) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点

(ロ) お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

(ハ) お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制

(ニ) お客様のニーズにお応えするための約４万点を超える豊富な取扱商材

② 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア事業の一層の収益力強化と今後成長が見込まれる分野への事業展開や海外取引の強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

(イ) 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。

(ロ) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

(ハ) 当社は、平成22年に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、LEDなど環境、エコ関連等の注目される成長分野への事業展開をしております。
今後も新たな事業展開を視野に、企業の買収及び資本・業務提携を図ってまいります。

(ニ) 今後経済発展が著しいタイ、インドネシア、ベトナムといったアセアン諸国との海外取引を強化していくため、タイのバンコクに平成23年に駐在員事務所の開設、平成24年には現地法人の設立を行い、アセアン諸国での事業の拡大を図ってまいります。

(ホ) 当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等のJIS表示許可並びにISO9001を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給に努めております。また、当社は、お客様のご意見を吸い上げることのできる商社としてのメリットを活かし、さらなる新製品の開発力の向上を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化を図る目的で、弁護士である社外取締役２名を選任し、弁護士としての企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役２名を含む３名の監査役により、専門的な知見を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、

各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様に利益の還元を行う方針であります。平成７年に株式上場してから平成28年３月期までの21年間で業績の向上に応じて年間配当を13回増配いたしました。また、平成28年２月に発行済株式総数の3.6％の自己株式の取得を取締役会にて決議し、取得いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成26年６月27日開催の第62回定時株主総会において、有効期間を平成29年３月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

① 本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

② 本プランの概要

(イ) 対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

(ⅰ) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(ⅱ) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

（ハ）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（ⅰ）又は（ⅱ）の期間を取締役会評価期間として設定します。

（ⅰ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ⅱ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

（ニ）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役２名、社外監査役２名及び社外の有識者１名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

（ホ）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ヘ）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するた

めに必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

③　株主意思を重視するものであること

本プランを第62回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役２名、社外監査役２名及び社外の有識者１名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥　デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/260508baishuuboueisaku.pdf)

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、１株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**26,191,580**	**流動負債**	**12,329,436**
現金及び預金	8,660,366	支払手形及び買掛金	3,355,033
受取手形及び売掛金	12,671,719	電子記録債務	6,438,356
電子記録債権	838,076	短期借入金	500,000
商品及び製品	2,811,393	未払法人税等	583,349
仕掛品	207,541	賞与引当金	577,250
原材料及び貯蔵品	338,616	その他	875,445
繰延税金資産	272,081	**固定負債**	**1,475,651**
その他	399,482	再評価に係る繰延税金負債	178,749
貸倒引当金	△7,697	退職給付に係る負債	1,242,691
固定資産	**10,333,309**	その他	54,210
有形固定資産	**9,549,908**	**負債合計**	**13,805,088**
建物及び構築物	2,562,962	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	795,914	**株主資本**	**24,092,901**
土地	6,103,466	資本金	2,666,485
その他	87,565	資本剰余金	2,452,572
無形固定資産	**57,003**	利益剰余金	19,868,122
その他	57,003	自己株式	△894,279
投資その他の資産	**726,397**	**その他の包括利益累計額**	**△1,423,988**
投資有価証券	336,639	その他有価証券評価差額金	199,478
繰延税金資産	227,311	繰延ヘッジ損益	△16,622
その他	176,955	土地再評価差額金	△1,510,852
貸倒引当金	△14,509	為替換算調整勘定	2,631
		退職給付に係る調整累計額	△98,623
		新株予約権	**50,888**
		非支配株主持分	**0**
		純資産合計	**22,719,802**
資産合計	**36,524,890**	**負債・純資産合計**	**36,524,890**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**50,410,789**
売上原価		**39,230,531**
売上総利益		**11,180,257**
販売費及び一般管理費		7,664,201
営業利益		**3,516,055**
営業外収益		
受取利息	442	
受取配当金	4,147	
仕入割引	140,839	
その他	26,665	172,094
営業外費用		
売上割引	55,352	
支払利息	813	
その他	17,147	73,314
経常利益		**3,614,836**
特別利益		
固定資産売却益	664	
投資有価証券売却益	0	664
特別損失		
固定資産売却損	343	
固定資産除却損	2,355	2,698
税金等調整前当期純利益		**3,612,802**
法人税、住民税及び事業税	1,102,304	
法人税等調整額	12,957	1,115,261
当期純利益		**2,497,540**
非支配株主に帰属する当期純損失		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,497,540**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**2,666,485**	**2,442,272**	**17,978,861**	**△500,756**	**22,586,862**
当期変動額					
剰余金の配当			△608,279		△608,279
親会社株主に帰属する当期純利益			2,497,540		2,497,540
自己株式の取得				△416,876	△416,876
自己株式の処分		10,300		23,354	33,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**―**	**10,300**	**1,889,261**	**△393,522**	**1,506,039**
当期末残高	**2,666,485**	**2,452,572**	**19,868,122**	**△894,279**	**24,092,901**

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**149,857**	**△8,618**	**△1,510,852**	**△4,210**	**△147,895**	**△1,521,719**	**37,112**	**0**	**21,102,255**
当期変動額									
剰余金の配当									△608,279
親会社株主に帰属する当期純利益									2,497,540
自己株式の取得									△416,876
自己株式の処分									33,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49,621	△8,003	―	6,842	49,271	97,731	13,776	△0	111,507
当期変動額合計	**49,621**	**△8,003**	**―**	**6,842**	**49,271**	**97,731**	**13,776**	**△0**	**1,617,547**
当期末残高	**199,478**	**△16,622**	**△1,510,852**	**2,631**	**△98,623**	**△1,423,988**	**50,888**	**0**	**22,719,802**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**22,947,417**	**流動負債**	**10,941,154**
現金及び預金	7,773,307	支払手形	19,220
受取手形	5,089,077	買掛金	2,613,807
売掛金	5,819,393	電子記録債務	6,438,356
電子記録債権	754,893	未払法人税等	555,587
商品及び製品	2,410,088	賞与引当金	533,460
仕掛品	207,142	その他	780,723
原材料及び貯蔵品	335,828	**固定負債**	**1,181,971**
繰延税金資産	252,011	再評価に係る繰延税金負債	178,749
その他	312,826	退職給付引当金	979,904
貸倒引当金	△7,151	その他	23,317
固定資産	**11,138,693**	**負債合計**	**12,123,126**
有形固定資産	**8,320,010**	**純資産の部**	
建物	2,077,457	**株主資本**	**23,242,378**
構築物	83,247	**資本金**	**2,666,485**
機械及び装置	734,169	**資本剰余金**	**2,452,572**
車両運搬具	21,346	資本準備金	2,434,555
土地	5,333,704	その他資本剰余金	18,017
その他	70,084	**利益剰余金**	**19,017,599**
無形固定資産	**39,899**	利益準備金	216,694
その他	39,899	その他利益剰余金	18,800,905
投資その他の資産	**2,778,783**	圧縮記帳積立金	223,934
投資有価証券	326,569	別途積立金	7,610,000
関係会社株式	2,166,499	繰越利益剰余金	10,966,970
繰延税金資産	142,352	**自己株式**	**△894,279**
その他	152,390	**評価・換算差額等**	**△1,330,282**
貸倒引当金	△9,029	その他有価証券評価差額金	197,192
		繰延ヘッジ損益	△16,622
		土地再評価差額金	△1,510,852
		新株予約権	**50,888**
資産合計	**34,086,111**	**純資産合計**	**21,962,984**
		負債・純資産合計	**34,086,111**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**41,967,953**
売上原価		**32,185,434**
売上総利益		**9,782,519**
販売費及び一般管理費		6,465,955
営業利益		**3,316,563**
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	11,409	
仕入割引	36,044	
その他	20,575	68,055
営業外費用		
売上割引	48,235	
その他	8,640	56,876
経常利益		**3,327,743**
特別利益		
固定資産売却益	664	664
特別損失		
固定資産売却損	343	
固定資産除却損	2,271	2,615
税引前当期純利益		**3,325,791**
法人税、住民税及び事業税	1,016,078	
法人税等調整額	3,122	1,019,201
当期純利益		**2,306,590**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**2,666,485**	**2,434,555**	**7,717**	**2,442,272**	**216,694**	**226,924**	**7,610,000**	**9,265,668**	**17,319,288**
当期変動額									
剰余金の配当								△608,279	△608,279
圧縮記帳積立金の取崩						△2,990		2,990	－
当期純利益								2,306,590	2,306,590
自己株式の取得									
自己株式の処分			10,300	10,300					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**－**	**－**	**10,300**	**10,300**	**－**	**△2,990**	**－**	**1,701,301**	**1,698,311**
当期末残高	**2,666,485**	**2,434,555**	**18,017**	**2,452,572**	**216,694**	**223,934**	**7,610,000**	**10,966,970**	**19,017,599**

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**△500,756**	**21,927,289**	**148,774**	**△8,618**	**△1,510,852**	**△1,370,697**	**37,112**	**20,593,704**
当期変動額								
剰余金の配当		△608,279						△608,279
圧縮記帳積立金の取崩		－						－
当期純利益		2,306,590						2,306,590
自己株式の取得	△416,876	△416,876						△416,876
自己株式の処分	23,354	33,654						33,654
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			48,418	△8,003	－	40,414	13,776	54,191
当期変動額合計	**△393,522**	**1,315,089**	**48,418**	**△8,003**	**－**	**40,414**	**13,776**	**1,369,280**
当期末残高	**△894,279**	**23,242,378**	**197,192**	**△16,622**	**△1,510,852**	**△1,330,282**	**50,888**	**21,962,984**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月５日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月５日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、営業所、及び工場並びに子会社の主要な拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が国内子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

コンドーテック株式会社　監査役会

常勤監査役　河　瀬　哲　夫　㊞

監査役（社外監査役）　村　辻　義　信　㊞

監査役（社外監査役）　中　川　雅　晴　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、今後もM＆A等による戦略的投資、成長に向けた積極的な事業投資の拡大を図りながら、財務体質の強化など収益力の向上に努めるとともに、資本効率の向上に取り組んでまいります。

配当につきましては、連結業績、連結配当性向について十分留意しながら、連結純資産配当率（DOE）2.5％以上を目標として、株主の皆様へ継続的・安定的に配当を行うことを基本方針としております。

DOEは、株主の皆様への利益配分を示す配当性向と資本効率を示す自己資本当期純利益率（ROE）の２つの要素から構成され、当社の掲げる株主価値の創造に資する指標となります。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、１株につき前事業年度比50銭増配の11円50銭とさせていただきたく存じます。これにより、すでに実施しております中間配当１株につき11円50銭を加えました年間配当金は、１株につき23円となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき11円50銭　総額308,281,984円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月28日

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	再任 近藤勝彦（こんどうかつひこ） (昭和34年11月８日生)	昭和59年６月　当社入社 昭和63年７月　当社埼玉営業所長 平成３年１月　当社新規事業北関東営業所長 平成４年６月　当社取締役新規事業北関東営業所長 平成11年３月　当社取締役横浜支店長 平成14年６月　当社取締役業務部長 平成19年10月　当社取締役企画部長 平成22年４月　当社取締役 三和電材株式会社代表取締役副社長 平成23年６月　当社取締役 三和電材株式会社代表取締役社長 平成25年１月　当社取締役企画担当 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社藤和興産　代表取締役 株式会社藤登興産　代表取締役	97,132株
	［ 選任理由 ］ 昭和59年入社以来、営業部門、物流部門、企画部門等に携わる他、電設資材卸売業の三和電材株式会社の子会社化に伴い、同社代表取締役を務める等の豊富な経験を有しております。 代表取締役社長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任
安藤　朋也
(あんどう　ともや)
(昭和28年６月11日生)</td><td>平成８年１月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）久喜支店長
平成10年２月　同行大森支店長
平成11年11月　同行尾東尾北地区母店長兼小牧支店長
平成14年２月　同行上本町法人営業部長兼上本町支店長
平成16年１月　同行企業部主任調査役
平成16年４月　同行中之島法人営業部長兼中之島支店長
平成18年４月　同行本部審議役
平成18年11月　当社出向　総務部長
平成19年６月　当社入社　総務部長
平成19年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長
平成21年６月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長
平成22年４月　三和電材株式会社取締役（現任）
平成24年６月　当社専務取締役管理本部長兼総務部長（現任）
平成26年８月　中央技研株式会社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
三和電材株式会社　取締役
中央技研株式会社　取締役</td><td>53,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［ 選任理由 ］
株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）にて上記の職務を経験後、平成18年当社出向（平成19年入社）以来、金融機関において培った経験を基に管理部門を統括し、また、M&A、海外進出、人材マネジメントにも従事しております。
管理本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任
平田　茂
(ひらた　しげる)
(昭和27年４月18日生)</td><td>平成３年４月　当社入社　新規事業大阪営業所長
平成４年10月　当社新規事業大阪支店長
平成８年５月　当社新規事業本部長
平成８年６月　当社取締役新規事業本部長
平成10年７月　当社取締役新規事業部長
平成11年８月　当社取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長
平成17年６月　当社常務取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長
平成18年６月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長
平成20年６月　当社常務取締役営業本部長
平成22年４月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長
平成24年４月　当社常務取締役新規事業部長
平成25年１月　当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長
平成25年４月　当社常務取締役営業本部長兼鉄構営業部長
平成27年６月　当社常務取締役営業本部長（現任）</td><td>146,620株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［ 選任理由 ］
平成３年入社以来、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。
営業本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	再任 宮（みや）　晴夫（はるお） (昭和24年３月25日生)	昭和62年４月　東燃株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）潤滑油部潤滑油計画課長 平成６年４月　同社川崎工場製油管理課長 平成８年４月　同社需給部業務課長 平成９年４月　同社需給部副部長 平成16年３月　当社入社 平成16年６月　当社関東工場長 平成20年６月　当社執行役員関東工場長 平成21年６月　当社取締役関東工場長 平成23年３月　当社取締役東日本製造部長兼関東工場長 平成27年６月　当社取締役製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長 平成28年６月　当社常務取締役製造本部長兼東日本製造部長兼関東工場長（現任）	25,200株
	[選任理由] 東燃株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）にて上記の職務を経験後、平成16年入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。 製造本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		
5	再任 矢野（やの）　雅彦（まさひこ） (昭和32年８月12日生)	昭和56年３月　当社入社 平成12年10月　当社貿易部長 平成17年６月　当社執行役員貿易部長 平成24年６月　当社取締役貿易部長 平成25年４月　当社取締役開発営業部長兼鉄道環境グループ長 平成27年６月　当社取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長（現任）	20,500株
	[選任理由] 昭和56年入社以来、海外営業部門、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 開発営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	再任 鴇　泰広 (ときやすひろ) (昭和34年12月19日生)	昭和57年４月　当社入社 平成４年４月　当社八王子営業所長 平成９年６月　当社新規事業中京営業所長 平成14年10月　当社福岡支店長 平成19年10月　当社業務部長 平成21年６月　当社執行役員業務部長 平成22年４月　三和電材株式会社取締役 平成25年１月　三和電材株式会社代表取締役副社長兼同社商品本部長 平成26年４月　当社海外営業部長 平成26年６月　当社執行役員海外営業部長 平成27年５月　当社執行役員商品部長 平成28年６月　当社取締役商品部長（現任）	17,760株
	[選任理由] 昭和57年入社以来、営業部門、物流部門、子会社経営に携わる等、豊富な経験を有しております。 商品部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		
7	再任 矢田裕之 (やだひろゆき) (昭和37年７月15日生)	昭和60年４月　当社入社 平成18年６月　当社横浜支店長 平成23年６月　当社業務部長 平成23年６月　当社執行役員業務部長 平成25年４月　当社執行役員西日本営業部長 平成28年６月　当社取締役西日本営業部長（現任）	3,500株
	[選任理由] 昭和60年入社以来、営業部門、物流部門に携わる等、豊富な経験を有しております。 西日本営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	再任 髙木　昭（たかき　あきら） （昭和31年6月2日生）	平成 8 年 4 月　日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）福山製鉄所冷延鋼板部電気亜鉛鍍金工場長 平成15年 4 月　JFEスチール株式会社西日本製鉄所薄板商品技術部副部長 平成17年 4 月　同社香港事務所駐在 平成20年 1 月　同社中国広州事務所駐在 平成23年 1 月　JFEウエストテクノロジー株式会社鋼材部部長 平成25年 1 月　当社入社　九州工場長代理 平成25年 6 月　当社九州工場長 平成27年 6 月　当社執行役員西日本製造部長兼九州工場長 平成28年 6 月　当社取締役西日本製造部長兼九州工場長（現任）	2,800株
	[選任理由] 日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）、JFEウエストテクノロジー株式会社にて上記の職務を経験後、平成25年入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。 西日本製造部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任いたしました。		
9	再任 金井　美智子（かない　みちこ） （昭和30年 6 月16日生） 社外取締役	平成 2 年 4 月　弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成10年 4 月　同所パートナー 平成14年 8 月　弁護士法人大江橋法律事務所　社員（現任） 平成19年 6 月　株式会社ユー・エス・ジェイ社外監査役（現任） 平成27年 6 月　当社取締役（現任） 平成27年 6 月　三共生興株式会社社外監査役（現任） 平成28年 6 月　IDEC株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 株式会社ユー・エス・ジェイ　社外監査役 三共生興株式会社　社外監査役 IDEC株式会社　社外取締役	900株
	[選任理由] M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者として選任いたしました。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	新任 大和 正史（やまと まさし） （昭和28年11月10日生） 社外取締役	昭和55年４月　関西大学法学部助手 昭和58年４月　同大学法学部専任講師 昭和61年４月　同大学法学部助教授 平成５年４月　同大学法学部教授 平成16年４月　同大学大学院法務研究科教授（現任） （重要な兼職の状況） 関西大学大学院法務研究科教授	―株
	［ 選任理由 ］ 国内外における結合企業法制及び親子会社間取引等の分野について精通しており、大学院教授及び研究者としての経験・職見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに、社外取締役候補者として選任いたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．金井美智子氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
また、大和正史氏も社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

３．当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
金井美智子氏　２年

４．金井美智子氏と当社の間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、大和正史氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年６月27日開催の当社第56回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、平成23年６月29日開催の当社第59回定時株主総会及び平成26年６月27日開催の当社第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、同対応策（以下、当社第62回定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現プラン」といいます。）を継続いたしております。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、平成29年５月11日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、新たに継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の定めに基づき、本プランを継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続に当たり、形式的な文言の修正等を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

1．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第１号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

① お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
② お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力
③ お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制
④ お客様のニーズにお応えするための約４万点を超える豊富な取扱商材

2．企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア事業の一層の収益力強化と今後成長が見込まれる分野への事業展開や海外取引の強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

① 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
② 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

③ 当社は、平成22年に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、LEDなど環境、エコ関連等の注目される成長分野への事業展開をしております。
今後も新たな事業展開を視野に、企業の買収及び資本・業務提携を図ってまいります。

④ 今後経済発展が著しいタイ、インドネシア、ベトナムといったアセアン諸国との海外取引を強化していくため、タイのバンコクに平成23年に駐在員事務所の開設、平成24年には現地法人の設立を行い、アセアン諸国での事業の拡大を図ってまいります。

⑤ 当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等のJIS表示許可並びにISO9001を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給に努めております。また、当社は、お客様のご意見を吸い上げることのできる商社としてのメリットを活かし、さらなる新製品の開発力の向上を図ってまいります。

3．コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化を図る目的で、弁護士である社外取締役２名を選任し、弁護士としての企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役２名を含む３名の監査役により、専門的な知見を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様に利益の還元を行う方針であります。平成７年に株式上場してから平成28年３月期までの21年間で業績の向上に応じて年間配当を13回増配いたしました。また、平成28年２月に発行済株式総数の3.6％の自己株式の取得を取締役会にて決議し、取得いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

1．本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続する

こといたしました。
本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。
なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙２に記載の四氏が就任いたします。
また、平成29年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。
同時点において当社役員及びその関係者並びに社員持株会（以下、「当社役員等」といいます。）により発行済株式の約30.6%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳でなく、独立した関係であることから、今後その各々の事情に基づき当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。それに加えて今後の事業拡大を図っていく上で、資本市場における資金調達を行うこともあり得ると考えており、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もあります。このような状況下、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、本プランの必要性はあるものと認識しております。
なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

２．本プランの内容

（１）本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（ⅰ）当社が発行者である株式[1]について、保有者[2]の株式保有割合[3]が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式[4]について、公開買付け[5]に係る株式の株式所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

（イ） 氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ） 代表者の役職及び氏名

（ハ） 会社等の目的及び事業の内容

（ニ） 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ） 国内連絡先

（ヘ） 設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式の第三者への譲渡等、重要提案行為等[8]又はその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

---

1 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下（ⅱ）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（ⅰ）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って、十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

（ⅰ）買付者等及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

（ⅱ）大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

（ⅲ）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

（ⅳ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

（ⅴ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

（ⅵ）買付者等が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約及びその他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の具体的内容

（ⅶ）買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容

（ⅷ）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

（ⅸ）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

（ｘ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ｉ）又は（ⅱ）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

（ｉ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ⅱ）その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記（ｉ）（ⅱ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

---

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

⑤　対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（ⅰ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥　取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要及びその他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ⅰ）買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は（ⅱ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会に

おいて対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

（2）本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（1）⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記（1）⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記（1）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

（3）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年６月開催予定の定時株主総会終結の時までの３年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3．本プランの合理性

（1）買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

（2）当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（3）株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記２．(3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

（5）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（6）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記２．(3) に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

４．株主及び投資家の皆様への影響

（1）本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1) に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

（2）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．(1) ⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は

取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（3）本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払い込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社はその手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

２．独立委員会委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、（１）当社社外取締役、（２）当社社外監査役又は（３）社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
（１）本プランに係る対抗措置の発動の是非
（２）本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
（３）本プランの廃止及び変更
（４）その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
　各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

９．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏　　名 (生 年 月 日)	略　　歴
金井（かない）　美智子（みちこ） (昭和30年 6 月16日生)	平成 2 年 4 月　弁護士登録、大江橋法律事務所入所 平成10年 4 月　同所パートナー 平成14年 8 月　弁護士法人大江橋法律事務所　社員（現任） 平成19年 6 月　株式会社ユー・エス・ジェイ社外監査役（現任） 平成27年 6 月　当社社外取締役（現任） 平成27年 6 月　三共生興株式会社社外監査役（現任） 平成28年 6 月　IDEC株式会社社外取締役（現任）
大和（やまと）　正史（まさし） (昭和28年11月10日生)	昭和55年 4 月　関西大学法学部助手 昭和58年 4 月　同大学法学部専任講師 昭和61年 4 月　同大学法学部助教授 平成 5 年 4 月　同大学法学部教授 平成16年 4 月　同大学大学院法務研究科教授（現任） 平成29年 6 月　当社社外取締役就任予定
村辻（むらつじ）　義信（よしのぶ） (昭和31年 4 月25日生)	昭和60年 4 月　弁護士登録、町法律事務所入所 昭和63年 4 月　村辻法律事務所（現 ウェルブライト法律事務所）開設 平成14年10月　同所所長 平成24年 6 月　当社社外監査役（現任） 平成28年 1 月　ウェルブライト法律事務所代表パートナー（現任）
中川（なかがわ）　雅晴（まさはる） (昭和27年 4 月 3 日生)	昭和50年 4 月　等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所 昭和53年 9 月　公認会計士登録 平成 5 年 5 月　同法人パートナー 平成22年10月　同法人奈良事務所所長 平成27年 1 月　公認会計士中川雅晴事務所開設 平成27年 6 月　当社社外監査役（現任） 平成27年 6 月　株式会社中村超硬社外監査役（現任）

(注)　1．上記四氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。
　　2．当社は、金井美智子、村辻義信及び中川雅晴の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
　　3．当社は、大和正史氏を当社社外取締役就任後に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

平成29年３月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社藤和興産	3,014	10.78
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,681	6.01
コンドーテック社員持株会	1,347	4.82
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.46
株式会社Fプランニング	900	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	804	2.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	753	2.70
近藤　純位	752	2.69
株式会社藤登興産	676	2.42
近藤　雅英	664	2.38
計	11,842	42.36

（注）１．当社の自己株式1,149千株（三菱UFJ信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式30千株を除く）は、上記の表には含めておりません。

２．平成27年８月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（№３）においてフィデリティ投信株式会社が、平成27年８月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）	1,871	6.69

３．平成29年４月３日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、平成29年３月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	753	2.70
三菱UFJ信託銀行株式会社	601	2.15
三菱UFJ国際投信株式会社	42	0.15
合　計	1,397	5.00

以　上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

２．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

３．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っていると判断される場合

４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

５．買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以　上

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数
　本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主
　割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株に付き１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限
　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

７．本新株予約権の行使条件
　（１）特定大量保有者[11]、（２）特定大量保有者の共同保有者、（３）特定大量買付者[12]、（４）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（５）これら（１）から（４）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、（６）これら（１）から（５）までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得
　当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得
　当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等
　本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

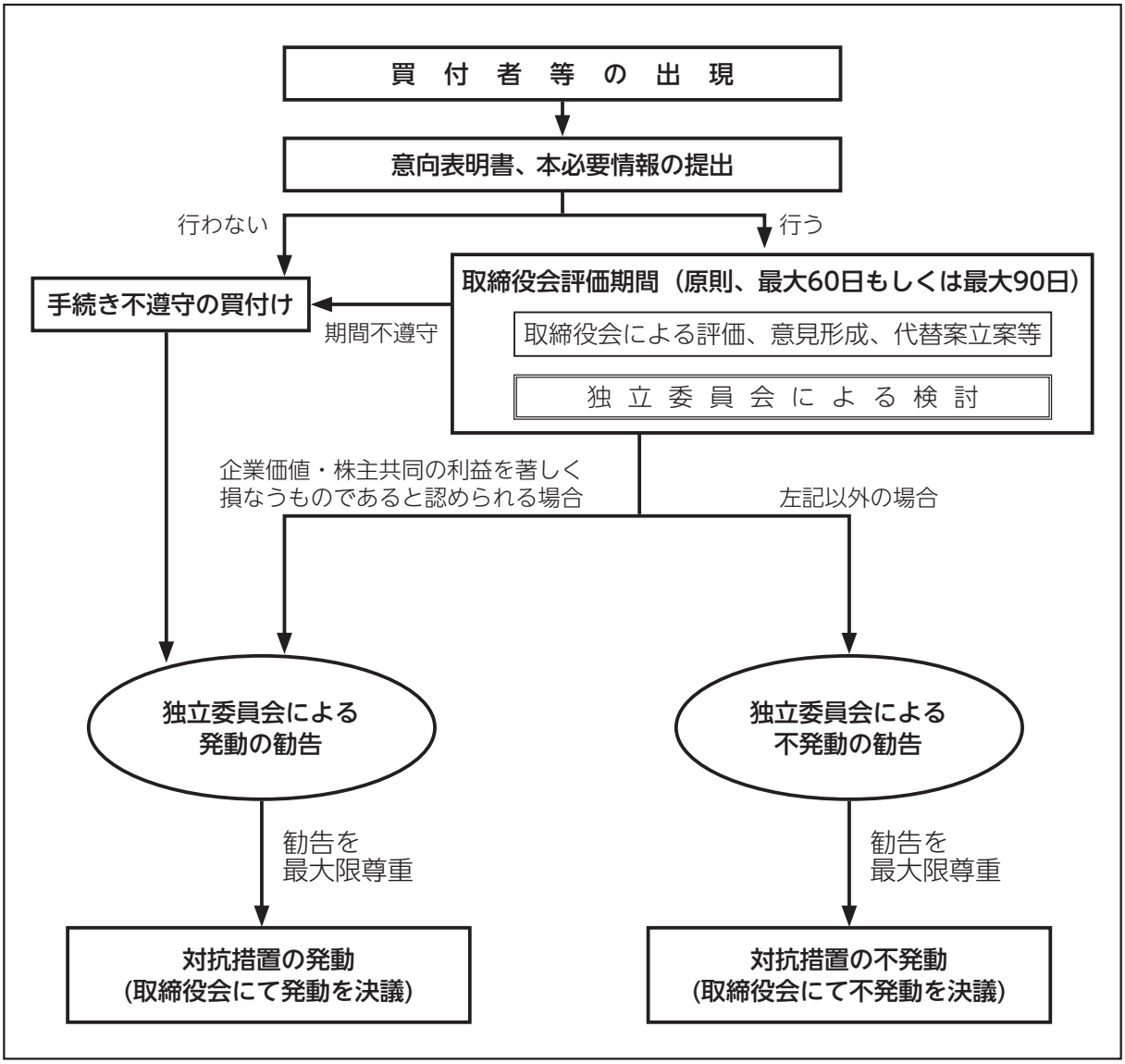
11「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

（ご参考）

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は、本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び当社の執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成25年６月26日開催の当社第61回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は８名となります。

当社は、平成25年６月26日開催の当社第61回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等につき、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は600個を上限とする旨その他の当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案をご承認いただくことを条件として、上記決議に係る取締役の株式報酬型ストックオプション報酬枠を廃止することといたします。

また、当社は、上記の株式報酬型ストックオプションとは別に、中期経営計画における業績目標の達成並びに企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の執行役員並びに当社子会社の取締役に対して、公正価格による有償ストックオプション（新株予約権）の発行を行っておりますが、本議案をご承認いただくことを条件として、以後、有償ストックオプション（新株予約権）の新規の発行を当面行わないことといたします。

２．本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（２）本制度の対象者

当社の取締役及び当社の執行役員（当社の社外取締役は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

平成29年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年３月末日で終了する事業年度から平成32年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、１事業年度当たり48,600ポイント（うち当社の取締役分として44,100ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、145,800株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成29年５月10日の終値940円を適用した場合、上記の必要資金は、約138百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時かつ適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、145,800株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時かつ適切に開示いたします。

（6）取締役等に給付される当社株式の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、①役位により定まる数のポイントと、②業績達成度等を勘案して定まる数のポイントの２種類のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、48,600ポイント（うち当社の取締役分として44,100ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと

判断しております。
なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。
取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

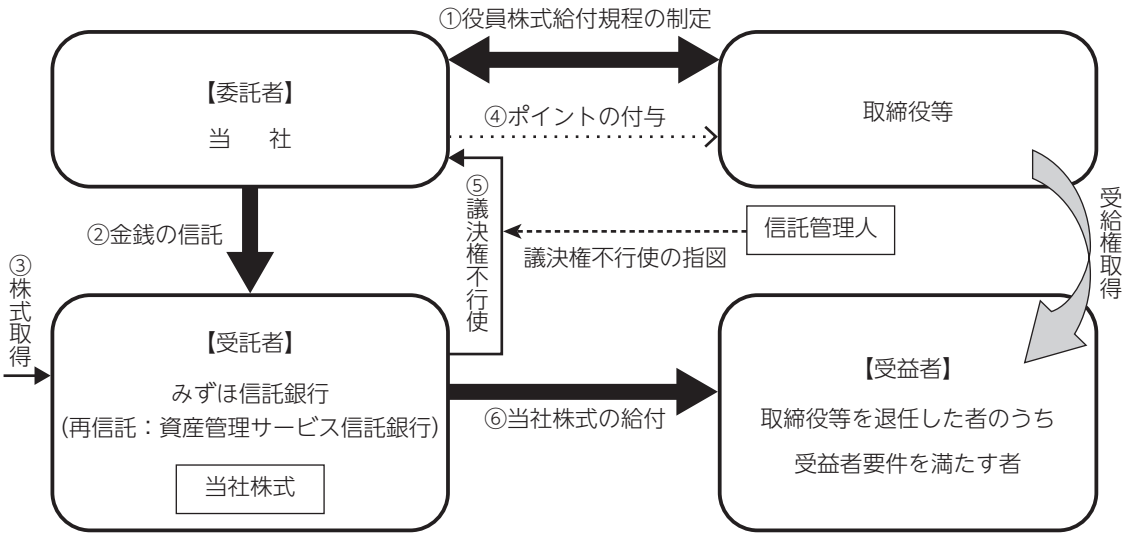
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。
なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

（ご参考）

本制度の仕組み



① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以　上

株主総会 会場ご案内図

場所

大阪国際会議場(グランキューブ大阪)12階　特別会議場

大阪市北区中之島五丁目3番51号



交通機関

- **京阪電車中之島線「中之島（大阪国際会議場）駅」（2番出口）すぐ**
- **JR大阪環状線「福島駅」から徒歩約15分**
- **JR東西線「新福島駅」（3番出口）から徒歩約10分**
- **阪神電鉄本線「福島駅」（3番出口）から徒歩約10分**
- **大阪市営地下鉄「阿波座駅」（中央線1号出口・千日前線9号出口）から徒歩約15分**
- **JR「大阪駅」駅前バスターミナルから、大阪市営バス（53系統　船津橋行）又は（55系統　鶴町四丁目行）で約15分「堂島大橋」バス停下車すぐ**
- **地下鉄・京阪「淀屋橋駅」バス停（4番出口・住友ビル前）から中之島ループバス「ふらら」で約15分「リーガロイヤルホテル・大阪国際会議場前」バス停下車すぐ**

※シャトルバスが、「リーガロイヤルホテル」とJR「大阪駅」西側（高架下）の間で運行しており、ご利用いただけます。
※新幹線「新大阪駅」からはJR在来線で「大阪駅」まで約5分となっております。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。